

4. 保育園の運営について

◆社会福祉法人 天真会 真愛保育園 (1981年4月1日開園)

- 住 所 〒811-3206
福岡県福津市久末99-2
(TEL): 0940-43-5305
(FAX): 0940-42-8622
- 定 員 90名 (2号認定: 56名 3号認定: 34名)
- 保育時間 (月~土)

	保育時間	延長保育時間
標準時間認定	7:00~18:00	18:00~19:00
短時間認定	8:30~16:30	16:30~19:00
短時間認定		7:00~8:30

- 休 日 ・日曜祝日
- 実施事業
 - ・地域活動事業
 - ・延長保育事業
 - ・子どもの広場 (地域子育て支援)

■職員構成の概要

- 園長
- 主任保育士
- 保育士
- 栄養士・調理師・調理員
- 事務職員

畑のある保育環境。

実のなる木を植樹し、四季を感じる保育環境。



5. その他の取り組み

地域との連携・・・顔が見えるネットワークづくり

- 病院等の医療機関や社会福祉協議会などの福祉機関、学校や幼稚園などの教育機関やこども課、発達支援センター、児童相談所などの関係機関と顔が見えるネットワークづくりをします。
- 子どもの成長発達過程について、保護者の子育ての悩みや方法を探ります。

乳幼児ふれあい体験 (アンビシャス活動登録・・・H21年度、県知事による表彰受賞)

- 乳幼児との触れ合いを通して、命の大切さ、尊さを伝えていきます。
- 「いずれ親になる」という視点で育ちについて伝えていきます。



村的空間づくり（ふるさとづくり）

- 新しい街の中で、誰もが安心して訪れることができ、いつでも保育活動に参加することができ、誰もがより合えるような「村的空間づくり」
- 生まれ育った子ども達が、親になった時に我が子をこの地で育てたいとなるような“ふるさとづくり”



しらゆり保育園との姉妹園交流

- 鹿児島県沖永良部島、しらゆり保育園との交流



沖永良部島



緑色のバナナが送ってきたよ！



黄色くなって食べごろだ！

6. 延長保育事業について

1. 延長保育事業の目的

児童の保護者(以下「保護者」という。)の就労形態の多様化等に伴い、保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所での保育時間を延長し、仕事と子育ての両立支援及び児童福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 延長保育の対象

(1) 月利用の対象者

保護者の勤務時間や不規則な就労形態など、やむを得ない事情の方。

*基本的には、1歳以上のお子さんからご利用できます。

(2) 日利用の対象者

利用の申し込みをされてなく、不測の事態が生じ午後6時まで間に合わない方。

3. 利用形態・延長保育時間・利用料について

(1) 月利用の場合

利用形態	時間	利用料	備考
月利用 (1時間)	18:00～ 19:00	3,000円/一人 (軽食含む)	*料金の日割はありません。 *申し込みをすれば、全く利用しなくても同額の費用がかかります。

(2) 日利用の場合

利用形態	時間	利用料	備考
日利用① (30分)	18:00～ 18:30	250円/一人 (軽食含む)	*午後6時30分を過ぎた場合は、別途250円を頂くことになります。
日利用② (1時間)	18:00～ 19:00	500円/一人 (軽食含む)	*短時間認定の方は、7:00～8:30 16:30～19:00 *午後6時以降は日利用①と同じになります。

〈標準時間認定の方〉

*日利用①、②共、保育終了時間の午後7時を過ぎた場合、利用料金に加え、別途500円を頂くことになります。

*お迎えが18:00に間に合わない場合は、どのような理由であっても費用が発生致します。悪しからずご了承ください。

*18:00までのお迎えが間に合わない場合は、軽食の準備の都合上、出来るだけ早くご連絡いただけましたら幸いです。

4. 利用料金早見表

保育時間		16:30	18:00	18:30	19:00
標準時間認定					
(1) 月利用			3000円		
(2) 日利用	①30分利用		250円	+250円	
	②1時間利用		500円		
短時間認定 7:00 ~ 8:30					
500円		500円	250円	+250円	

5. 延長保育料金の支払い方法

(1) 月利用の方 (0・1・2歳児クラス)

- * 集金袋にて毎月徴収させていただきます。(布団乾燥集金日に当月分を納入)
- * 3か月分滞納時は、ご利用を取消させていただきます

(2) 月利用の方 (3・4・5歳児クラス)

- * 給食費と同日に口座引き落としとなります。
- * 3か月分滞納時は、ご利用を取消させていただきます。

(3) 日利用の方

- * ひと月分の延長料金を、翌月第1週にまとめて現金徴収させていただきます。

6. 延長保育の申し込み・辞退の方法

<申し込みする場合>

延長保育申込、また取消の場合、前月(4月を除く)の20日までに「延長保育申込」「延長保育用勤務証明書」(事業所記入)を事務室へ提出して下さい。

<辞退する場合>

辞退の場合も「辞退書」の提出が必要です。

7. 年間行事予定表

季節	真愛保育園
春	<ul style="list-style-type: none"> ・入園進級おめでとう会 ・保育参観
夏	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭りごっこ
秋	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会
冬	<ul style="list-style-type: none"> ・発表会 ・餅つき ・保育参観 ・卒園式
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・お楽しみ会(誕生月の子ども達を全員でお祝いする日です)

8. 一日の生活の様子

0・1・2歳児	時間帯	3・4・5歳児
登園・自由遊び	7:00	登園・自由遊び
おやつ	9:30	朝の集り
自由遊び・保育活動	10:00	自由遊び・保育活動
昼食	11:00~	
午睡	11:30~	昼食
	13:30	午睡
おやつ	15:00	おやつ
自由遊び	16:00	自由遊び
延長保育	18:00	延長保育
閉園	19:00	閉園

9. 給食について

季節の食材を使用して薄味、色彩、栄養のバランスを考えて調理し、アレルギーの子どもには、除去食の対応を行っています。食事中は、友達同士で食卓を囲み、会話を弾ませながら、楽しい雰囲気作りを心掛け、「命の大切さ」や「恵みへの感謝の気持ち」を育てていきます。

■献立表について（参考）

日	曜	献立	材料名			未満児 おやつ	おやつ
			熱と力になるもの	血や肉や骨になるもの	体の調子を整えるもの		
1	月	魚のフライ・レンコン金平	さつまいも パン粉・・・	いわし みそ・・・	れんこん にんじん・	いよかん 牛乳	芋のかりんとう
2	火	南瓜のそぼろあんかけ	パン ごま・・・	豆腐 ひき肉・・・	たまねぎ きゃべつ・	バナナ 牛乳	ピザトースト いりこ
3	水	高菜チャーハン・ひじきサラダ	じゃがいも はちみつ・	鶏、牛乳・・・	きゅうり ひじき・・・	りんご 牛乳	チーズ蒸しパン 昆布
4	木	お弁当の日 *離乳食（初期・中期・後期）のお友達は、園で用意いたします。					
5	金	豆腐のハンバーグ・マカロニサラダ	さつまいも マヨネーズ	ひき肉 卵	キャベツ わかめ	りんご 牛乳	焼き芋 昆布

■お弁当の日について

弁当の日は、1か月に1回設けています。但し、6・7・8・9月は除きます。
（デザートは、果物のみでお願い致します。）

■給食・おやつについて（令和元年10月1日より保育料無償化に伴う給食費等の徴収）

- 対象年齢：3・4・5歳児
- 給食費：6,500円
（副食・おやつ代：5,500円、主食：1,000円）
- 支払方法

座振替（引落日：毎月26日）

※口座振替手続きが完了するまでは、現金納付となります。

※原材料の価格変動により金額が変更になる場合があります。



10. 布団乾燥について

- 集団衛生管理に努めるため、毎月業者による、布団乾燥を実施します。
（掛け・敷布団560円 敷布団のみ280円）

11. 保育用品について（※年齢により揃える用品は異なります。）

体操服、帽子、粘土、クレパス、はさみ、のり等（金額は、保育用品注文袋参照）

12. 子どもがこんな病気にかかってしまったら・・・

保育所（園）は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子ども達が一日快適に生活できるよう感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所（園）生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。『保育所における感染症対策ガイドライン』に沿って下記の医師より記入して頂く①意見書（医師記入） ②登園届け（医師の診断を受け保護者が記入）の提出が必要となっております。

① 医師記入用 意見書

意見書	
真愛保育園 園長殿	クラス名 _____
	児童名 _____
病名「 _____ 」	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。	年 月 日
医療機関名 _____	
医師名 _____	印又はサイン

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（アデノウィルス感染症）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

保護者各位

保育園児がよくかかる下記の感染症については、「登園のめやす」を参考にかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお「登園のめやす」は、子どもの全身状態が良好で、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからです。ご協力宜しくお願い致します。

真愛保育園
園長 林由美子

②保護者記入用：登園届

登園届（保護者記入）	
真愛保育園 園長殿	クラス名 _____
	児童名 _____
病名「 _____ 」と診断され、	
年 月 日に医療機関名「 _____ 」において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
年 月 日	
	保護者名 _____

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届けが必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※事務室前に、感染症情報を提示していますので随時ご確認をお願い致します。

13. よくあるQ&A

①慣らし保育をお願いすることはできますか？

保育園に入園すると、家庭と保育園での生活が始まります。生活環境が変化するということは子ども達にとって不安でいっぱいです。そのため、保護者の方が一緒に園での生活を過ごして頂き、たくさんコミュニケーションをとって行く中で、子ども達も少しずつ安心して生活できる空間だと分かってきます。そのため、「慣らし保育」は、保育園生活に慣れていくための大切な期間として考えていますので、皆様のご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

お仕事の都合に合わせてながら、柔軟に進めていきたいと思っております。

②予防接種の推奨及び接種後の保育園への登園について

保育園では、たくさんのお友達が集団で生活しています。そのため、集団感染予防対策として、予防接種を出来る限り受けていただくようお勧めしています。

尚、接種後の保育園への登園につきましては、基本的に接種後の副反応を考慮し、登園は控え、ご家庭で安静に過ごしていただきますようご協力よろしく申し上げます。

② 子どもが、アレルギー体質なんですけどどうしたらいいですか？

保育園でのおやつや子ども達と「食育」体験を行っていきたいと思っておりますので、以下のことについてご理解ご協力をお願いいたします。

- ① アレルギー疾患のある方は、アレルギー状態が分かる書類（指導書、検査結果表、アレルギー疾患管理指導票等）を必ず提出してください。
- ② その書類を基に、保護者との面談を行います。
- ③ 食べられる食材、食べられない食材について検討します。
- ④ ご家庭で飲食された食材を教えてくださいながら進めていきたいと思っております。

⑤ 薬は保育園で飲ませてもらえるのでしょうか？

原則として、薬の取り扱いはいたしません。やむを得ない理由の時には、園の担当者が保護者に代わって薬を与えることを考慮します。

薬を与える場合は、出来るだけ事故の起こらないよう手順を必ず守っていただきます。

～薬預かり手順～

1. 登園の際に①薬（日付・クラス・名前記入）
 ②薬依頼届（下記参照）を事務室に手渡しして下さい。
 ＊不在の時は、職員までお願いします。
2. 水薬、粉薬は一回分のみを原則として預かります。
 （基本的に解熱剤はお預かりできません。）
3. 病院から処方された以外の薬は、お断りいたしております。
4. かぶれ、アトピーなど塗り薬、目薬、体質改善薬など、毎日必要な時は、薬依頼届（週間分）にご記入ください。（事務室前に用意しています。）
5. 熱性痙攣のある方に限り、坐薬、解熱剤、エピペンの預かりについて面談後、判断させていただきます。
6. 初回のみ薬の説明書を必ず添付してください。

①袋に、①日付、②投薬の時期、③クラス、④氏名を必ず明記してください。

〈薬袋〉

① 日付：4/1
 ② いつ：昼食後
 ③ クラス：ライオン
 ④ 名前：真愛太郎



②薬依頼届 薬依頼書（一日分）

				園長印	保護者印
				月 日 曜日	
クラス	ことり・ひよこ・バンビ・ぞう・キリン・ライオン				
児童名					
今朝の体温	℃	病名			
今朝の様子	機嫌（良・普・悪）		便の硬さ	（下痢・軟・普・硬）	
薬の時間	食前・食後・食間・その他（ ）				
薬の数	粉薬（ ）包・錠剤（ ）錠・水薬（ ）個・その他（ ）				
受診した病院					
依頼者	父・母・祖父・祖母・その他（氏名）				
受取保育士	氏名：	投薬保育士	氏名：		
		投薬時間	：		

＊薬を依頼される場合、初回のみ薬の説明書を必ず添付して下さい。

14. 個人情報保護方針について

社会福祉法人 天真会における個人情報保護の方針

社会福祉法人 天真会

【 宣 言 】

社会福祉法人天真会ならびに法人が運営する施設（以下、「施設」という。）は、児童および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）』（以下、『個人情報保護法』という。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

1. （基本理念）

施設では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

2. （個人情報の利用目的）

施設では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所活動の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3. （個人情報の第三者への提供）

施設では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. （個人情報の管理）

施設は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩、滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実に速やかに消去するものとします。

5. （個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

施設は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、協議し、法令に従って速やかに対応します。

真愛保育園：責任者—園長 林由美子 担当者—主任保育士 船越里英

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受付、適切に対応します。

6. (個人情報非開示の範囲)

当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とします。

7. (個人情報の使用)

当園は、個人情報の使用に際して、使用されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上で、園児の園生活において必要に応じ使用します。具体的な使用は次のとおりとします。

- ・園生活において、園児が必要とする箇所(ロッカー・ウォールケット等) や個人で使用する物品(連絡帳・帽子等)には名前や写真を掲示・記載します。
- ・園内の壁装飾として、誕生表・園児作品等には名前や写真を掲示します。
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票・名札・園だより・文集等に、名前や行事の写真や皆様にお寄せいただいた文章を掲載することもあります。
- ・児童票・調査票・災害時引渡カード・就労証明書等の提出をお願いしますが、保育上必要な目的以外には使用しません。
- ・園児名簿や園児連絡先は当園での使用に限定し、それ以外の方から求められてもお知らせしません。
- ・実習生の記録ノートに園児名の記載はいたしません。

8. (パンフレットやホームページなどでの写真使用)

当園で撮影した写真データをパンフレットやホームページなどで使用します。

保護者から写真の修正や掲載中止の要請を受けた場合は速やかに処理を行う。

9. (個人情報保護体制の継続的改善)

施設は、この「真愛保育園における個人情報保護の方針」を実行するため、内部管理体制(コンプライアンス・プログラム)を策定し、これを職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。



児童および保護者・家庭に関わる個人情報として取り扱うものは、以下の通りです。

- ◆氏名 ◆生年月日 ◆性別 ◆住所 ◆電話番号
- ◆家庭状況 ◆生育歴 ◆病歴 ◆写真
- ◆入園に関する書類 ◆保育料に関する書類等
- ◆入園申し込みに関する書類(就労関係、税金関係)

(1) 保護者より提出していただく書類等

- ◆家庭調査票、緊急連絡 ◆発育記録 ◆緊急・災害時引き渡し確認表 ◆おたより帳
- ◆薬依頼届 ◆欠席届

(2) 施設が記録・管理する書類等

- ◆児童出席簿 ◆誕生表 ◆保育記録
- ◆個人記録 ◆退園児書類 ◆身体測定表 ◆体温表
- ◆歯科検診記録 ◆内科検診記録 ◆尿検査
- ◆すてきなほしのこどもたち(卒園文集) ◆園だより ◆保育年数表
- ◆オクレンジャー ◆はいチーズ!システム

15. 苦情申出窓口の設置について

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人 天真会が運営する施設（以下、「施設」という。）では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

	真愛保育園
1. 苦情解決責任者	林 由美子（園長）
2. 苦情受付担当者	船越 里英（主任保育士）
3. 第三者委員	（1）下山 昭博 保護司 （2）吉田 靖之 監事

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者員に直接苦情を申し出ることにも出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会（0940-34-3341）に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

16. 緊急時における対応について

(体調の変化・怪我等)

1. 保育中に37.5℃以上の発熱や体調不良などを感じられる場合は、保護者に連絡を入れさせていただきます。(一人ひとりの個人差によって目安は異なります。)
2. 園児の体調の急変その他の緊急事態が生じた時は、保護者などに連絡すると共に、囑託医又は園児の主治医に相談する場合があります。
*緊急事態とは、大けが、高熱、熱性けいれん、アナフィラキシーショック等
3. 2の様な既往症状がある園児については、事前に保護者と薬や対応などについて面談が必要になります。

(非常災害等)

- 1 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しています。
- 2 毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他の必要な訓練を実施します。
- 3 地震・水害等が発生した場合、状況に応じて避難を開始します。
 - ・避難場所については、当園もしくは神興東小学校に避難する予定です。
 - ・避難時の引き渡しは、「引渡しカード」に記載されている方のみに行います。
- 4 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、また感染症胃腸炎等が発症した時は、臨時休園となる場合もあります。
- 5 当法人として、特別警報、また台風、大雨・洪水・暴風・暴雪などの警戒レベルの発令、また、公共交通機関の計画的な運休などにより、休園となる場合もございます。

<管轄する消防署>

宗像地区消防本部	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425
宗像地区消防本部 福津消防署	福津市西福間1-1-27	0940-43-0521

<管轄する警察署>

宗像警察署	宗像市東郷1-2-2	0940-36-0110
-------	------------	--------------

17. もってくるもの

枚数は、1日分の目安です。 ★季節により変動します。

		真愛保育園	ことり	ひよこ	バンビ	ぞう	キリン	ライオン
分類	項目		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
衣類	1	洋服（上・下）	5組	5組	3組	3組	3組	3組
	2	下着（パンツ・シャツ）	3組	3組	3組	3組	3組	3組
	3	手拭きタオル ひも付き	/	/	/	5枚	5枚	5枚
	4	フェイスタオル	2枚	2枚	2枚	1枚	1枚	1枚
	5	洗濯ネット（手拭きタオル）	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚
	6	エコバック	1つ	1つ	1つ	1つ	1つ	1つ
	7	食事用タオル	3枚	3枚	3枚	/	/	/
	8	エプロン	4枚	4枚	2枚	/	/	/
	9	紙おむつ（布オムツ可）	10枚	10枚	5枚	/	/	/
	10	トレーニングパンツ（幼児パンツ）	/	5枚	5枚	/	/	/
	11	バケツ	1個	1個	1個	1個	1個	1個
	12	バケツ用の袋	2	2	2	2	1	1
給食類	13	給 弁当箱	完了期～ お弁当の日					
	14	食 コップ・お皿（ビニール袋）	/	/	/	各1個	各1個	各1個
	15	袋 水筒	/	/	/	コップ付きのもの		
寝具類	16	掛け布団・カバー	1組	1組	1組	1組	1組	/
	17	敷布団・カバー	1組	1組	1組	/	/	/
	18	タオルケット（夏用）	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	/
園へ提供		雑巾	2枚/世帯					
		ビニール袋（中・250m×350m）	100枚入×3袋/世帯					
		トイレトーパー	12ロール/世帯（シングル）					
		衣類洗濯用洗剤	1個/世帯（液体でも粉でも可）					

◎3歳以上は、リュックに必要な物を入れて登園してください。

*持ち物には、はっきりと記名してください。

*衣類は毎日確認され、足りない時は補充をお願いします。

*金曜日に、敷布団のカバーを持ち帰り、月曜日に掛けてください。

～持ってくるもの～ 参考までに・・・

＜衣類＞ お子様が自分で着脱しやすい衣類の準備をお願いいたします。

2. 下着



3. 手拭タオル（ひも付）



目安（30×30 cm）

8. エプロン



マジックテープかゴムのもの

11. バケツ（ふた付）



目安10ℓ

7. 食事用タオル



目安20×20cm

12. バケツの中に袋を入れる

＜給食類＞

給食袋



13. 弁当箱



子どもが自分で
開けやすい物

14. コップ



目安（7×7 cm）
※コップとおやつ皿を
ビニール袋に入れる。

14. おやつ



少し深めのものがよい

＜寝具類＞

16. 掛布団・カバー



大きさ目安（80cm×120cm）

17. 敷布団カバー



18. 送迎時のお願い

自転車での登園について

園児による自転車での登園は、ご遠慮いただいております。

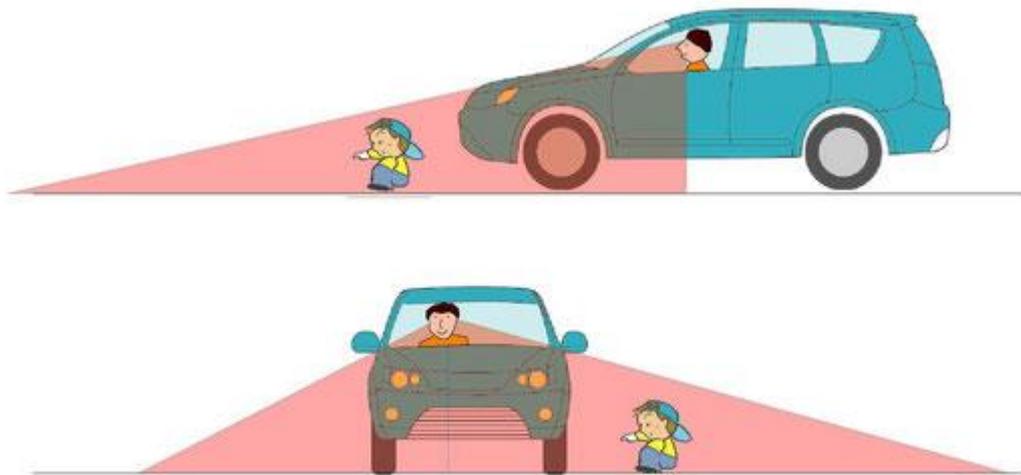
保護者による送迎は、その限りではございません。

児童、歩行者の安全確保と徐行運転を！

- 送迎の際は、お子さんと必ず手をつなぎ、目を離さないようよろしくお願いします。
- 子どもは背丈も低く、死角になりがちです。また、子どもの飛び出しも想定されます。
- ドライバーの方は、歩行者優先、児童の安全確保、徐行運転に努めてください。
- 冬など日暮れが早い季節は、特に細心の注意をお願いします。

車からの死角に注意！

運転席からは、子どもの姿が見えにくい場合がございます。くれぐれも前後左右の確認をよろしくお願いいたします。



★手つなぎは子どもの命綱です。

★車に乗せるのは子が最初、降ろすのは子が最後に！

19. お心づけ、おみやげ等についてお願い

時々、旅行のおみやげをお持ちいただくことや、退職・異動職員に記念品等を、というお申し出を頂戴することがございます。ご厚意に関しましてはとてもありがたい気持ちでいっぱいです。しかし、楽しかったお土産話などをたくさん聞かせていただけることが一番うれしく思います。そのため、当園では、基本的に受取りをご遠慮させていただいております。

20. 食べ物の持ち込みについてのお願い

当園には、様々な体質のお子さんがいらっしゃいます。園においては、アレルギー食材等の対応もきめ細やかに実施しており、子ども達の健康を守る様に取り組んでいます。

- ① 園内に食べ物を持ち込み、お子さんに食べ物を食べさせたり、食べながらの登園をご遠慮願います。アレルギーをもったお子さんが、落ちていたかけらに触れるだけで、症状が出ることもあります。
- ② 他のお子さん、保護者間においても食べ物のやり取りをご遠慮ください。
→バレンタインデー、旅行のお土産等
- ③ お菓子等がお子さんのバッグや服のポケットに入っていないことを、確認してください。
- ④ 誤嚥や誤飲は大きな事故につながりますので、皆様のご理解をお願いいたします。
*職員が気づいた場合はお声掛けさせていただきます。

21. 食事時の誤嚥・誤飲の予防について

保育園では、旬の食材に触れながら、楽しい食事の時間を通して、咀嚼や嚥下機能を獲得していきます。しかし、臼歯まで生えそろうまでは、十分な咀嚼力が備わっていません。

食事中は、食材の材質や口に入れる量など様々な要因により、誤嚥・誤飲する可能性は避けられません。そのため、大人が目配り、気配り、心配りしていくことが大切です。

当園において誤嚥・誤飲の予防として、気道をふさぐ可能性のある食材（ぶどう（巨峰）、さくらんぼ、プチトマト、うずらの卵、白玉団子、ピーナツ、こんにゃくゼリー、ミニゼリーなど）は提供していません。

また、食材だけでなく、たばこ、医薬品、磁石、ボタン電池、スーパーボールなど身の回りにあるものによる誤嚥・誤飲事故も発生しています。今一度、家の中での安全確認をされ、子どもの手に届かないところに保管するなど環境を整えておくことが大切です。

※子どもの口に入る目安：トイレットペーパーの芯（直径 39 mm 長さ 51mm 以下）

※こんな材質は危険です。「ツルン+球状+歯ごたえがある」



<お弁当のお願い（誤嚥・誤飲予防）>

子ども達は「お弁当の日」となると、朝からとても楽しみにしています。

おかずについてお願いですが、誤嚥・誤飲予防として、気道をふさぐ可能性のある食材はご遠慮ください。また、カットしていたとしても園での提供は行いません。

デザートは果物のみとなります。提供されていた場合は、基本的にお持ち帰りいただきます。

